

名 特 第 993 号
令和 7 年 7 月 18 日

保護者各位

県立名護特別支援学校
校 長 下地 直子
(公印省略)

県立学校家族休暇制度の試行について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では県教育委員会教育長より依頼を受け、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入することになりました。

つきましては、下記をご確認いただき、「県立学校家族休暇制度」のご利用を希望する場合は、届け出が必要となりますので、ご理解とご協力よろしくをお願いいたします。

記

1. 試行期間 : 令和 7 年 9 月 2 日～令和 8 年 3 月 18 日
2. 取得できる日数 : 試行期間中 3 日まで
3. 休暇の取扱 : 出席停止・忌引等（欠席にはなりません）
4. 休暇を取得できない日
 - (1)儀式的行事の日 : 始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式
 - (2)学校行事等のある日 : 体育成果発表会、職業・家庭成果発表会、学習発表会、修学旅行等
 - (3)進路決定関連の日 : 高校入試、就業体験実習等
 - (4)その他学校が定める日 : 記念式典等
5. 届け出 : 原則として、休暇取得の 2 週間前までに学校に届け出をすること
* 定めた届出期限を過ぎて届け出た場合、給食費や舎食費等が発生する場合があります
6. 添付資料
 - (1)保護者向け説明資料
 - (2)家族休暇届（楽メでの欠席連絡でも可）
 - (3)Q&A チラシ

【本件担当】

県立名護特別支援学校
教 頭 : 玉城
TEL : (0980)52-0505